

決算・確定申告相談時の必要書類の参考例

(必ずしもすべてのものが必要とは限りません)

例年のお持ち物

- 確定申告のお知らせハガキまたは封書(**6ページ**)
(マイナンバーカードをお持ちの方はメッセージボックスから確認できます)
- マイナンバーカード(パスワード等の確認ができるものもお持ち下さい)
- 令和4・5年分 決算書・確定申告書の控え

令和6年の確定申告分

- 決算書・確定申告書
- 集計書類⇒貸借など合計額の一致をご確認ください。
○月別集計表 ○不動産収入の内訳書 ○通帳 ○合計残高試算表(1月~12月分) ○専従者、従業員等給与所得の源泉徴収簿(受給者全員分) ○借入金返済予定表 ○棚卸表
- 新たに取得した減価償却資産(10万円以上のもの)に関する書類
○車両を取得した場合には契約書、領収書又は自動車ローン明細書・下取りした場合は売却・下取りの明細書(申告当日では処理の時間が足りないため再度お越し頂く可能性があります。必ず事前に予約の上、相談にお越しください。)
- 医療費控除関係の書類⇒受診者、医療機関ごとに合計金額を算出しておいて下さい。
○医療費控除の明細書、医療費通知
※領収書での提出は出来ません。
※セルフメディケーション税制の適用には『一定の取組』を行った旨の書類が必要です。
- 収入関係の書類
○給与所得の源泉徴収票(**5ページ①**) ○公的年金等の源泉徴収票(**5ページ②**)
○報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(**5ページ③**) ○配当金の支払調書
- 各種控除の領収書及び証明書
○各種社会保険料(健康・介護・後期高齢)の年間納付額のお知らせ又は領収証
○国民年金の証明書 及び国民年金基金の証明書又は領収証(**5ページ④**)
○生命保険の証明書(一般用、個人年金用、介護医療保険用)(**5ページ⑤**)
○小規模企業共済掛金の証明書(**5ページ⑥**)
○地震保険料及び旧長期損害保険料の証明書 ○寄付金控除の受領証等
- 住宅借入金等特別控除を受ける方
○初年度:税務署で作成した住宅借入金等特別控除額の計算明細書
 売買契約書、登記事項証明書、借入金残高証明書など一定の書類
○2年目以降:借入金残高証明書及び前年度の住宅借入金等特別控除額の計算明細書の控え
① 今年度中に土地、建物等の売却をされた方、株式の売却等で売却益が出た方は、譲渡所得として申告の必要がある場合がございます。
② 住宅借入金控除 初年度の方は上記の通り必要な書類が複雑になります。
上記①②に該当の方は事前にご相談頂けますようお願い申し上げます。

